

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について報告いたします。

改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校の学校給食費に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

条例第 1 条の町田市規則で定める中学校に関する規定を削ります。(第 2 条の 2 関係)

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日から施行します。

4 その他

南エリア中学校給食センターの開業により、弁当併用外注給食方式の給食を実施する町田市立中学校はなくなり、全校が全員給食になります。

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年９月町田市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
	<u>（条例第１条の町田市規則で定める中学校）</u> <u>第２条の２ 条例第１条の町田市規則で定める</u> <u>中学校は、町田市立南大谷中学校、町田市立</u> <u>南中学校、町田市立つくし野中学校、町田市</u> <u>立成瀬台中学校及び町田市立南成瀬中学校を</u> <u>除く町田市立中学校（以下「中学校」という。）</u> <u>とする。</u>

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。